

【 医科点数表 第2表 第10部手術の通則5及び6に掲げる手術の施設基準 】

1 区分1に分類される手術

	手術件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ 黄斑下手術等	98
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	0
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

2 区分2に分類される手術

	手術件数
ア 鞣帯断裂形成手術等	0
イ 水頭症手術等	0
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	2
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等	21
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

3 区分3に分類される手術

	手術件数
ア 上顎骨形成術等	0
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	1
キ 同種腎移植術等	0

4 区分4に分類される手術の件数

244

5 その他の区分に分類される手術

	手術件数
ア 人工関節置換術	0
イ 乳児外科施設基準対象手術	0
ウ ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	28
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
オ 経皮的冠動脈形成術	25
急性心筋梗塞に対するもの	0
不安定狭心症に対するもの	2
その他のもの	23
経皮的冠動脈狭窄切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術	76
急性心筋梗塞に対するもの	0
不安定狭心症に対するもの	17
その他のもの	59

※ 手術件数については、令和7年1月1日から12月31日までの1年間に実施したものになります。